

介護保険事業(支援)計画について

市町村及び都道府県は、介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に基づき、国の基本指針に即して、3年を1期(平成18年度～20年度)とする第3期介護保険事業(支援)計画を定めることとされています。この介護保険事業(支援)計画は、介護サービスの整備計画であるとともに、各市町村の第1号被保険者に係る保険料の算定基礎となる計画となります。

今後の高齢者介護の基本的な方向性

国の基本指針においては、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の策定指針と併せ、今後の高齢者介護において、重点的に取り組むべき施策についての基本的な方向性を示すこととしています。

- 第1次ベビーブーム世代が高齢者になる2015年(平成27年)に向けて今後の高齢者介護の基本的な方向性を推進していくため、第5期介護保険事業計画の最終年度である平成26年度を見据えた目標を設定
- 各市町村は、この目標達成に向けた第3期介護保険事業計画(平成18年度～20年度)を作成

■平成26年度における目標

○介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備

平成16年度

要介護認定者数(要介護2～5)に対する施設・居住系サービス利用者の割合は**41%**(87万人)



平成26年度

施設・介護専用の居住系サービス利用者割合 **37%以下**(108万人)
(平成16年度よりも1割引下げ)

○多様な「住まい」の普及の推進

- ・高齢者単身世帯の増加
- ・都市部の高齢化の急速な進行
- ・高齢期の住み替えに対するニーズ



多様な「住まいの普及」

→高齢者が安心して暮らせるよう、介護が付いている住まいを適切に普及

○介護保険3施設利用者の重度者への重点化

平成16年度

施設利用者全体に対する要介護4、5の割合は **59%**



平成26年度

重度者が施設を利用できるよう施設利用者全体に対する要介護4、5の割合を**70%以上**

○介護保険3施設の個室化の推進

平成16年度

- ・3施設の個室割合は**12%**
- ・介護老人福祉施設(特養)の個室の割合は**15%**



平成26年度

- ・介護保険3施設のユニット型個室(準個室)の割合 **50%以上**
- ・特養のユニット型個室(準個室)の割合 **70%以上**

日常生活圏域の設定

市町村は、日常生活圏域を単位として、今回の介護保険法改正により新たに創設された地域密着型サービスについて今後3年間の事業量を事業計画に盛り込むこととなります。

■日常生活圏域のイメージ

